津市犯罪のない安全・安心なまちづくり基本計画(案)

津市

目 次

第1	計坦	回のか	提条(干																									
	1 📑	†画の	趣旨	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	• 1
	2 🖥	†画の	位置:	づけ	上村	構反	犮	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	• 1
	3 🗄	†画の	期間	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	• 1
第2	計画	画の背	景																										
	1 3	2罪・	被害の	の状:	況			•				•			•					•				•					. 2
			の状況																										. 2
			者被語	* s 丰の!	伏)	兄.																							. 4
	2																												
第3	まち	5づく	りの基	基本:	方旬	計																							
•			での絹					•	•	•		•		•	•														14
			安全																										
	2 =																												
	(1)																												
	(2)																												
	(3)		活動回																										
	(4)		者																										
第4	. 対領	ŧ																											
	1 B	的犯			•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	17
	(1)	市の	役割	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	17
	(1	意	識の同					•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	17
	(2	② 環	境の	整備			•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	17
	(3	3 活	動の	実施			•	•	•	•	•	•			•		•	•	•						•	•	•	•	18
	(2)	市民	の役割	則	•			•	•	•	•	•			•		•	•		•				•	•	•	•	•	18
	(1	意	識の同				•	•		•		•			•		•	•							•		•		18
	(2	② 環	境の	整備			•	•		•		•			•		•	•							•		•		18
	(3	3 活	動の乳	実施			•	•		•		•			•		•	•		•				•	•		•		19
	(3)	地域	活動回	団体	の <u>1</u>	空害		•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	19
	(1	意	識の同						•			•							•							•	•		19

2	環境の整備		•	•	• •	•	•	• •	•	• •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	19
3	活動の実施		•	•		•	•		•		•	•			•	•	•	•	•	•	20
(4) 를	事業者の役割		•	•		•	•		•		•	•			•	•	•	•	•	•	20
1	意識の向上		•	•		•	•		•		•	•			•	•	•	•	•	•	20
2	環境の整備		•	•		•	•				•	•			•	•	•	•		•	21
3	活動の実施		•	•		•	•		•		•	•	•		•	•	•	•	•	•	21
2 生活	安全・・・		•			•			•		•	•	•		•	•	•	•	•	•	22
(1)	ちの役割 ・		•	•		•	•		•		•	•			•	•	•	•	•	•	22
1	意識の向上		•	•		•	•				•	•			•	•	•	•		•	22
2	環境の整備		•	•		•	•				•	•			•	•	•	•		•	22
3	活動の実施		•	•		•	•		•		•	•	•		•	•	•	•	•	•	23
(2) 月	ち民の役割		•	•		•	•		•		•	•	•		•	•	•	•	•	•	23
1	意識の向上		•	•		•	•		•		•	•			•		•	•		•	23
2	環境の整備		•	•		•	•		•		•	•	•		•	•	•	•	•	•	24
3	活動の実施		•	•		•	•		•		•	•	•		•	•	•	•	•	•	24
(3) 坩	対域活動団体の	り役害		•		•	•		•		•	•	•		•	•	•	•	•	•	25
1	意識の向上		•	•		•	•		•		•	•	•		•	•	•	•	•	•	25
2	環境の整備		•	•		•	•		•		•	•			•		•	•		•	25
3	活動の実施		•	•		•	•		•		•	•	•		•	•	•	•	•	•	25
(4)	事業者の役割		•	•		•	•		•		•	•			•	•	•	•	•	•	26
1	意識の向上		•	•		•	•		•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	26
2	環境の整備		•	•		•	•		•		•	•	•		•	•	•	•	•	•	26
3	活動の実施		•	•		•	•		•		•	•	•		•	•	•	•	•	•	26
	体制の整備・資 ・第四部の表情・第		-			_									_	_		ē			20
	別組織の設置	-		•	•	•	•	• •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		28
2 庁/	り推進組織の記	过巨 •	浬	H)	•	•	•	• •	•		•	•	•	• •	•	•	•	•	•	•	28

第1 計画の前提条件

1 計画の趣旨

この計画は、犯罪を防止するための基本的施策を定めるとともに、将来にわたって、 市民が犯罪に遭わないで暮らすことができるよう、犯罪のない安全で安心なまちづく りを推進するための基本的事項を定めるものです。

2 計画の位置づけと構成

- (1) 位置づけ
 - ① 犯罪に関する社会情勢を踏まえながら、「市」、「市民」(※1)、「地域活動団体」(※2)、「事業者」(※3)が一体となって、本市における犯罪のない安全で安心なまちづくり施策を総合的に推進するための計画を策定します。
 - ② 津市総合計画 (**4) (平成20年3月策定) の実現に向けた重要な取組みのひとつとして、犯罪のない安全で安心なまちづくりを進める上での方向性を示します。

(2) 構成

市民が、犯罪に遭わずに安全で安心な生活ができるよう、「市」の責務と「市民」、「地域活動団体」、「事業者」の行動指針を明らかにするとともに、安全で安心な地域社会を実現するための基本事項を定めています。

- ※1 市民とは、本市の区域内に居住する者及び本市に通勤・通学する者をいう。
- ※2 地域活動団体とは、自治会、ボランティア団体、民間非営利組織その他の地域活動組織をいう。
- ※3 事業者とは、本市の区域内において事業活動を行う個人及び法人その他の団体(地域活動団体を除く。) をいう
- ※4 津市総合計画とは、本市がめざすべき将来像やまちづくりの方向性など、市政運営の基本となる市の最上位計画である。

「美しい環境と共生するまちづくり」「安全で安心して暮らせるまちづくり」「豊かな文化と心を育むまちづくり」「活力のあるまちづくり」「参加と協働のまちづくり」の5つをまちづくりの目標としている。

3 計画の期間

この計画の期間は、平成21年度を初年度とし、平成24年度までの4年間とします。

ただし、犯罪情勢等の社会状況に照らし、改定の必要が生じた場合には、所要の見 直しを行うこととします。

第2 計画の背景

1 犯罪・被害の状況

(1) 犯罪の状況

津市の平成19年の刑法犯の総認知件数は、4,430 件で、その内訳としては、凶悪犯 (**5) 16 件、粗暴犯 (**6) 115 件、窃盗犯 3,128 件、知能犯 (**7) 223 件、風俗犯 (**8) 20 件、その他の刑法犯 (**9) 928 件という状況であり、1日あたり 12.1 件発生している状況となっています。

最も件数の多かった平成14年と比較すると4,625件(51.1%)と減少傾向にあり、この理由としては、平成15年から自主防犯団体が多く組織されたこと、防犯講話により自主防犯意識の醸成が図られたこと等が考えられます。

また、来日外国人 (**10) の刑法犯・特別法犯 (**11) の発生件数についても、犯罪の発生状況と同様に、平成 14 年をピークとして減少傾向となっていて、特に平成 19年の発生件数は 41 件と大きく減少しました。

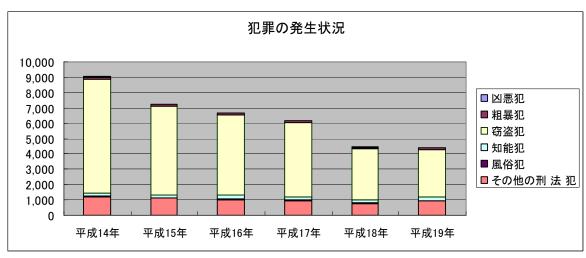
- ※5 凶悪犯とは、殺人、強盗、放火、強姦の犯罪をいう。
- ※6 粗暴犯とは、凶器準備集合、暴行、傷害、脅迫、恐喝の犯罪をいう。
- ※7 知能犯とは、詐欺、横領、偽造、汚職、背任、「公職にある者等のあっせん行為による利得等の処罰に関する法律」に規定する犯罪をいう。
- ※8 風俗犯とは、賭博、わいせつの犯罪をいう。
- ※9 その他の刑法犯とは、公務執行妨害、住居侵入、逮捕・監禁、器物損壊、占有離脱物横領等上記に掲げる もの以外の刑法犯をいう。
- ※10 来日外国人とは、我が国にいる外国人から定住居住者(永住者等)、在日米軍関係者及び在留資格不明の者を除いたものをいう。
- ※11 特別法犯とは、出入国管理法違反、覚せい剤取締法違反、大麻取締法違反等の犯罪をいう。



犯罪の発生状況

(畄付	14
— 1\ <i>I</i>	1/1)

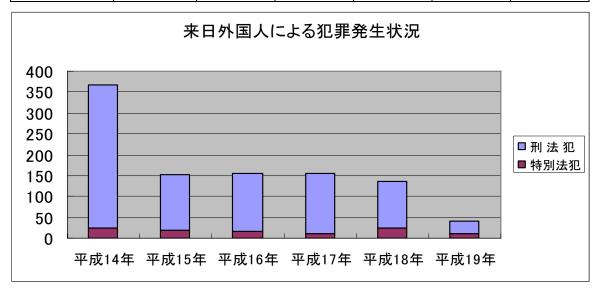
	平成 14 年	平成 15 年	平成 16 年	平成 17年	平成 18 年	平成 19 年
凶悪犯	41	28	25	20	28	16
粗暴犯	174	123	94	102	115	115
窃盗犯	7,389	5,736	5,275	4,810	3,280	3,128
知能犯	216	196	252	246	216	223
風俗犯	39	28	36	44	35	20
その他の 刑 法 犯	1,196	1,125	1,004	936	785	928
計	9,055	7,236	6,686	6,158	4,459	4,430



来日外国人による犯罪発生状況

(単位:件)

	平成 14 年	平成 15 年	平成 16 年	平成 17年	平成 18年	平成 19年
刑 法 犯	342	133	140	143	113	29
特別法犯	25	20	16	12	24	12
計	367	153	156	155	137	41



(2) 消費者被害の状況

平成19年度の津市消費生活センターと三重県消費生活センターにおける津市民からの相談状況は、2,619件で、前年と比較して、676件(34.8%)の増加となり、それまでの平成16年度をピークとした減少傾向から再び増加に転じています。この主な理由は、架空請求ハガキ(**12)等の相談件数において減少したものの、還付金詐欺(**13)等の新たな手口の詐欺事件が発生したことによるものと考えられるほか、身近な窓口である津市消費生活センターが開設されたことも一因と考えられます。平成19年の振り込め詐欺等の被害は、102件54,086千円となっています。前年と比較するとやや増加傾向となっており、新たな手口による被害の増加が懸念されます。

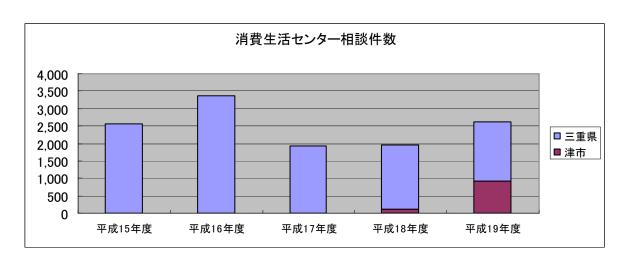
- ※12 不特定多数の人に、債権取立てのハガキを送付し、現金を振り込ませて騙し取る詐欺。
- ※13 税金や医療費等の還付金があると偽り、現金を振り込ませて騙し取る詐欺。

消費生活センター相談件数

(単位:件)

	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17年度	平成 18 年度	平成19年度
/ 比米力	2,550	3,365	1,933	1,943	2,619
件数				(111)	(914)

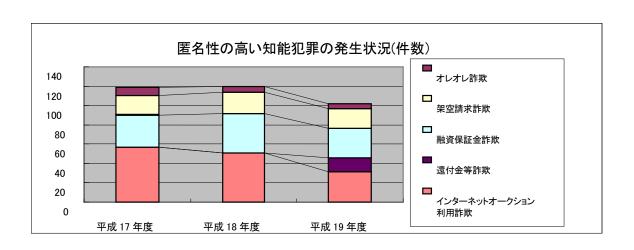
- 注1 平成 18 年度以降については、三重県消費生活センターにおける津市の件数と津市消費生活センター(平成 19 年 1 月開設)における件数の合計。
 - ()は、相談件数のうち、津市消費生活センターにおける件数。

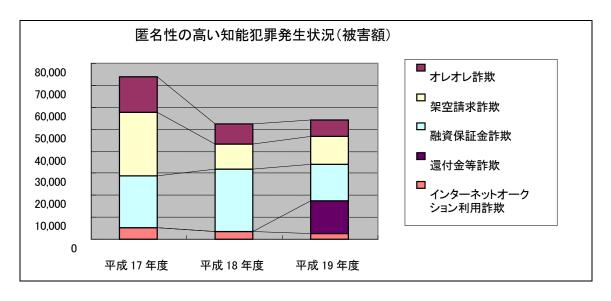


匿名性の高い知能犯罪の発生状況 (振り込め詐欺等の被害状況) (単位:件、千円)

		平成 1	7 年度	平成 18	3年度	平成 1	9 年度
		件数	被害額	件数	被害額	件数	被害額
扔	長り込め詐欺	61	68,400	69	48,920	71	51,310
	オレオレ詐欺	9	16,090	6	9,080	5	7,410
	架空請求詐欺	19	28,930	22	11,730	21	12,557
	融資保証金詐欺	33	23,380	41	28,110	30	16,449
	還付金等詐欺	1	-	-	-	15	14,894
	インターネットオーフション利用詐欺	57	5,300	51	3,610	31	2,776
	計	118	73,700	120	52,530	102	54,086

- 注1 振り込め詐欺とは、オレオレ詐欺、架空請求詐欺、融資保証金詐欺、還付金等詐欺等の総称。
- 注2 オレオレ詐欺とは、電話で、親族、警察官、弁護士等を装い、示談金等の名目で現金を騙し取る詐欺。
- 注3 架空請求詐欺とは、郵便、インターネット等を利用し、不特定多数の人に、債権取立てのハガキ等を送付し、現金を騙し取る詐欺。
- 注 4 融資保証金詐欺とは、実際には融資をしないのに、融資を案内し、申込者に対して、保証金等の名目で 現金を騙し取る詐欺。
- 注5 還付金詐欺とは、電話で、県職員や社会保険事務所の職員等を装い、税金や医療費の還付金があると偽り、携帯電話を利用してキャッシュコーナーでの操作を誘導し、現金を騙し取る詐欺。
- 注6 インターネットオークション利用詐欺とは、インターネット等を介したオークションサイトに出品していると装い、落札者が代金を振り込んでも商品の引渡しをせず、現金を騙し取る詐欺。







2 犯罪・被害に対する市民の考え方

内閣府が、平成18年12月に実施した「治安に関する世論調査」によると、日本は治安がよく、安全で安心して暮らせる国かどうかを聞いたところ、「そう思う」及び「どちらかといえばそう思う」とする者の割合が46.2%、「そう思わない」及び「あまりそう思わない」とする者の割合が52.6%となっていて、平成16年7月の前回調査に比べ、「そう思う」等という者の割合は上昇していますが、相変わらず「そう思わない」等とする者のほうが多い状況です。

また、ここ10年で日本の治安は良くなったか聞いたところ、「よくなったと思う」 及び「どちらかといえばよくなったと思う」とする者の割合が 11.3%、「悪くなっ たと思う」及び「どちらかといえば悪くなったと思う」とする者の割合が 84.3%と なり、前回調査と比較して見ると「よくなったと思う」等とする者の割合が上昇し、 「悪くなったと思う」等とする者の割合は低下していますが、圧倒的に「悪くなった と思う」等とする者が多い状況は変わりません。

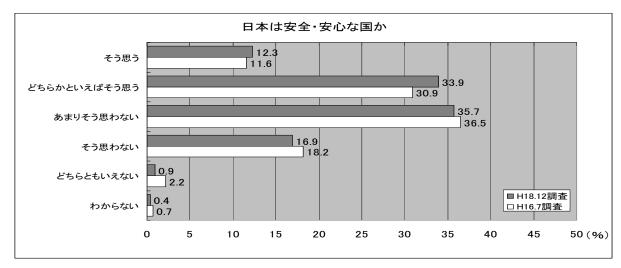
同調査によると、治安が悪くなった原因については、「来日外国人による犯罪が増えたから」を挙げた者の割合が最も高く、以下、「地域社会の連帯意識が希薄となったから」、「青少年の教育が不十分だから」、「様々な情報が氾濫し、それが容易に手に入るようになったから」などの順となっています。

しかし、本市において来日外国人による犯罪発生率は、0.9%(平成19年)にすぎず人口の3%を占める外国人住民の人口比率からいえば決して多いとはいえません。

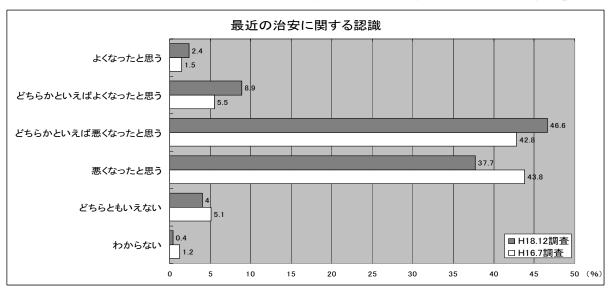
また、自分や身近な人が犯罪に遭うかもしれないと不安になる場所はどこかを聞いたところ、「路上」を挙げた者の割合が最も高く、以下、「繁華街」、「インターネット空間」、「公園」などの順となっています。

さらに、自分や身近な人が犯罪に遭うかもしれないと不安になる犯罪の種類は何かを聞いたところ、「自宅に入る空き巣などの犯罪」を挙げた者の割合が最も高く、以下、「すり、ひったくりなどの犯罪」、「飲酒運転による交通事故、ひき逃げなどの悪質・危険な交通法令違反」の順となっています。

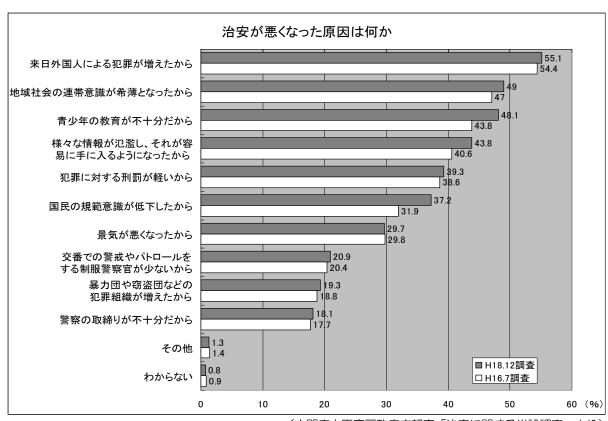
最近の犯罪はどのような傾向があるか聞いたところ、「低年齢化している」を挙げた者の割合が最も高く、以下、「残酷になっている」、「高齢者やこどもなど弱者を狙ったものが増えている」、「単純な動機で発生している」などの順となっています。



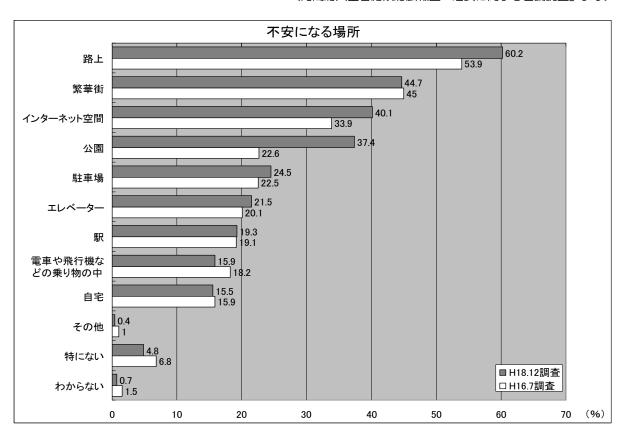
(内閣府大臣官房政府広報室「治安に関する世論調査」より)



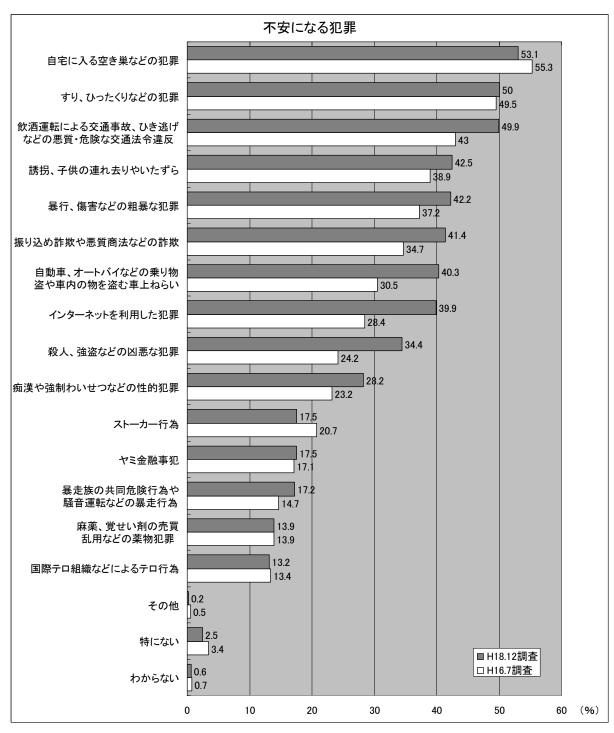
(内閣府大臣官房政府広報室「治安に関する世論調査」より)



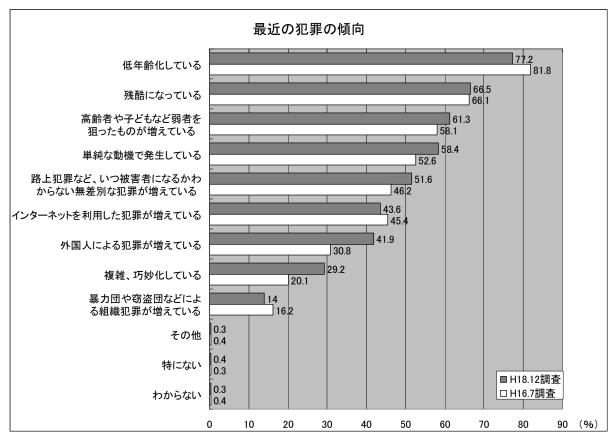
(内閣府大臣官房政府広報室「治安に関する世論調査」より)



(内閣府大臣官房政府広報室「治安に関する世論調査」より)



(内閣府大臣官房政府広報室「治安に関する世論調査」より)

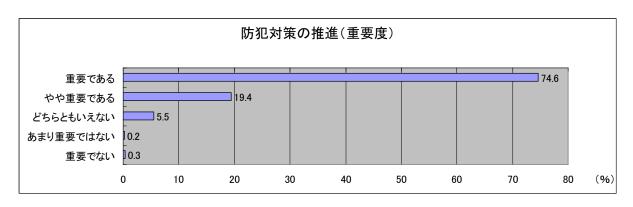


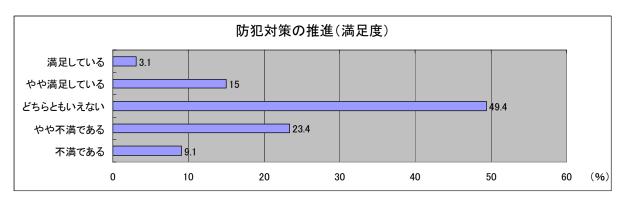
(内閣府大臣官房政府広報室「治安に関する世論調査」より)

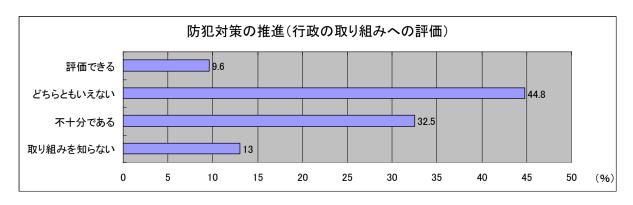


次に、平成17年9月に新市総合計画策定準備のための住民意識調査を実施しましたが、その調査結果によると、防犯対策の推進については、「重要である」、「やや重要である」が併せて94.0%で、全市的に重要性は高いと考えられていますが美杉地域ではやや低くなっています。

防犯対策の現状に対する満足度では、32.5%の市民が、「やや不満である」、「不満である」と感じていて、市内各地域平均的にその割合は高く、行政の取組に対する評価も厳しいものとなっています。

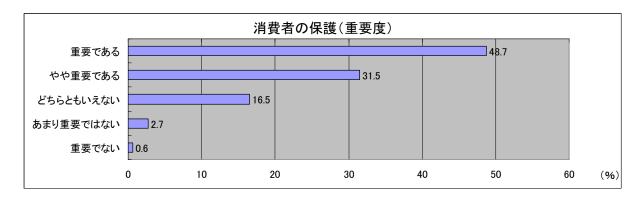


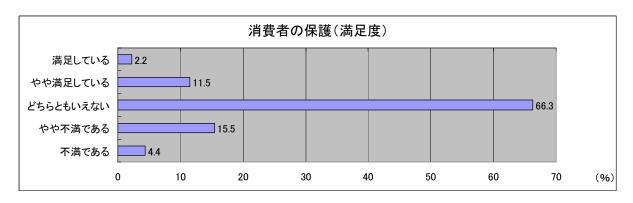


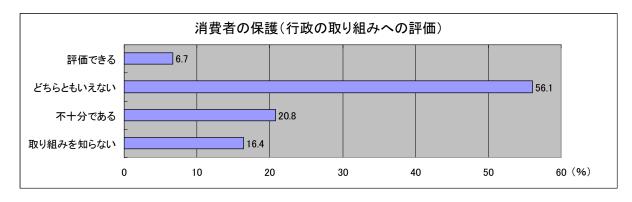


消費者の保護については、「重要である」、「やや重要である」が併せて80.2%で、防犯対策に比べると、やや低いものの重要性は高く、消費者保護の現状に対する満足

度では、19.9%の市民が、「やや不満である」、「不満である」と感じていて、その割合は比較的低いものの行政の取組に対する評価は相変わらず厳しいものがあります。







このような意識調査の結果や合併により広大な市域と地域性を有することとなった本市の現状を考慮すると、防犯対策や消費者保護に対する取組をこれまで以上に推進するべきであると考えますが、そのためには、警察組織のみならず、「市」、「市民」、「地域活動団体」、「事業者」がそれぞれの特性を活かしながら、協働することが不可欠であり、こうして総合的に取り組んでこそ、犯罪が起きにくい安全で安心なまちづくりができるものと考えます。

第3 まちづくりの基本方針

基本方針

市、市民、地域活動団体及び事業者がそれぞれの役割分担のもと市民の防犯意識や生活安全意識を高め犯罪や被害の起こりにくい環境づくりを進め、犯罪の防止と被害の減少に努めます。

1 策定までの経緯

(1) 防犯

犯罪のない安全で安心なまちづくりには、犯罪者の検挙、犯罪の解決はもちろんですが、犯罪を減らすために、犯罪を未然に防ぐ防犯の観点からもさまざまな施策を 実施していくことが重要です。

国(警察庁)は、平成14年に一般刑法犯認知件数が7年連続増加したのを受けて、平成15年8月に「緊急治安対策プログラム」(*14)を策定し、次いで、同年12月に「犯罪に強い社会の実現のための行動計画」を策定しました。これらの中で、国民の自主的な活動の支援、社会環境の整備、各種犯罪対策等の治安回復のための施策が示されました。また、平成18年6月には、「子ども安全・安心加速化プラン」(*15)も決定され、子どもに対する犯罪への対策は国として取り組むべき課題であるということを明示しました。

また、三重県では、地域社会全体が連携して犯罪のない安全で安心な町を実現するため、平成16年10月1日に「犯罪のない安全で安心な三重のまちづくり条例」 (**16) を制定し、この条例に基づいて様々な事業を行っているところです。三重県警察においても、警察官の増員等の措置を講じていますが、警察の対応だけでは増加する犯罪に対する防犯施策の実施は非常に難しくなってきています。

そこで、市は、市民、地域活動団体、事業者に協力を求めることで、包括的でかつきめ細かな防犯施策を実施していく必要があります。本市においては、多数の人が集まるまつり等の機会に防犯意識の向上を狙った啓発活動を行い、防犯活動を積極的に行う自治会等への支援を行ってきました。今後もこれらの活動・支援を継続しつつ、より市民、地域活動団体、事業者が防犯活動に取り組みやすい環境づくりを推進し、

犯罪のない安全で安心なまちづくりをめざします。

- ※14 緊急治安対策プログラムとは、平成 14 年の刑法犯認知件数が 7 年連続で戦後最多を記録したことを受け、街頭犯罪・進入犯罪抑止総合対策や組織犯罪対策と来日外国人犯罪対策等の推進を定めたもの。
- ※15 子ども安全・安心加速化プランとは、地域の力で子どもを非行や犯罪被害から守る等の対策を定めたもの。
- ※16 犯罪のない安全で安心な三重のまちづくり条例とは、犯罪のない安全で安心なまちづくりを、行政、県民、事業者などが連携・協力して進めるため、学校、道路等における安全を確保するため定めたもの。

(2) 生活安全

国では、昭和43年に「消費者保護基本法」を制定し、これを柱として、消費生活 関連法を施行してきました。平成16年6月には「消費者保護基本法」の抜本的な改 正という形で「消費者基本法」 (※17) を施行し、平成17年4月には平成21年度ま での5年間を対象とした「消費者基本計画」が閣議決定されています。また、消費生 活関連法についても、これまでに頻繁に改正されており、これらの法改正により、変 化する社会経済情勢に柔軟に対応し、消費者利益が損なわれることがないように、消 費者の権利擁護・利益増進、消費者の自立支援を推進してきました。「消費者基本法」 の施行により、各地方公共団体でも消費生活関連条例が制定されています。

三重県では、昭和46年に三重県消費生活センターを設立し、昭和50年3月には、「三重県民の明るい消費生活を推進する条例」を制定し、高度経済成長に伴って顕在化してきた消費者問題へ対応してきました。そして、平成7年12月には、社会情勢に即した消費者行政を推進するため「三重県民の明るい消費生活を推進する条例」を全面的に見直し、「三重県消費生活条例」(※18) を制定しています。その後も、急速な変化を見せる社会情勢や消費者問題に対処すべく改正が行われています。

旧津市においては、昭和48年に消費生活モニターを設置し、合併後も引き続いて本制度を運用してきました。本制度における消費生活モニターの任務は、各種の研修会への参加及び消費生活モニター通信等による報告等としており、本制度により、市民からの消費生活に関する意見や情報を収集してきました。

平成19年1月からは、消費生活モニター制度に替えて、新たに津市消費生活センターを設置し、消費生活に関する相談、情報の収集・提供、啓発活動等を行っています。

しかし、近年の悪質商法・振り込め詐欺の手口の複雑化等により、相談対応も慎重かつ丁寧に行わなければならず、引き続き、消費生活センターの体制の強化・充実が求められています。また、急激な変化を見せる社会経済情勢に対応すべく、消費者被

害の未然防止、救済及び消費者の自立支援を基本的な考え方として、市、市民、地域活動団体及び事業者が更なる連携の強化に努め、市民が、犯罪のない安全で安心して 暮らせるまちづくりをめざします。

- ※17 消費者基本法とは、近年における経済の仕組みの変化や規制緩和が進む中で、消費者トラブルが急増し、 企業の不祥事が相次いで発生したことを受けて、消費者の権利擁護、消費者被害救済のための支援体制 を整備する目的で定めたもの。
- ※18 三重県消費生活条例とは、消費者を取り巻く行政課題に対し、迅速かつ適切に対応するため、事業者規制及び消費者への支援規定を整備する目的で定めたもの。

2 まちづくりへの参加主体

(1) 市

市は、市民等がそれぞれの役割を果たせるよう、その能力を活かし、安全で安心な地域社会を実現するために必要な諸施策を実施します。

(2) 市民

市民は、地域における連帯意識を高めるとともに、相互に協力して、安全で安心なまちづくりのための自主的な活動を推進するとともに、防犯対策等の知識に関心をもち、自らの安全の確保に努めます。

また、市および地域活動団体が実施する施策に協力するよう努めるものとします。

(3) 地域活動団体

地域活動団体は、地域における連帯意識を高めるとともに、相互に協力して、安全で安心なまちづくりのため自主的な活動を推進するとともに、防犯対策等の知識について地域住民の関心が高まるよう、地域活動に対する市民の理解の促進に努めます。

また、市が実施する施策に協力するよう努めるものとします。

(4) 事業者

事業者は、地域の一員として、市が実施する施策に協力するよう努めるものとします。

また、所有または管理する土地、建物及び工作物を適正に管理するものとします。



第4 対策

1 防犯

(1) 市の役割

① 意識の向上

市民が安全で安心して暮らせるまちづくりを推進するためには、市民一人ひとりが防犯意識を持つことが重要です。そのため、市は、県や防犯団体等各関係機関と連携しながら防犯と暴力追放に関する情報の収集に努め、市広報・ホームページへの登載をはじめチラシやポスター等様々な媒体を活用し、広く市民等に周知します。

なお、市民等が多数参加するまつり等のイベントにおいて、チラシや啓発物品等 を配布することにより、防犯と暴力追放意識の啓発活動を積極的に行います。

また、防犯については特に子どもや高齢者等の弱者に、暴力追放については事業者に対する啓発を行っていきます。

このようなことを通じて、市民、地域活動団体、事業者への防犯意識の向上や積極的な防犯活動への参加を促進します。

② 環境の整備

市は、住宅、道路、公園、駐車場等の日常生活のあらゆる場面で、防犯に配慮した犯罪の起こりにくいまちづくりを行うとともに、犯罪企図者 (**19) の行動を阻止するべく、警察等の専門機関とも連携して防犯環境を整備していきます。

犯罪は薄暗い道路等で起こりやすいとされています。このため、市は自治会等が設置する防犯灯に対して、津市防犯協会を通じて補助金の交付を行っており、今後も 当該事業を継続していきますが、補助金の対象となっていない集落間における防犯 灯の設置や通学路における道路照明については、関係各課とその在り方を検討します。

また、市の施設のうち、公共自転車駐輪場においては、防犯に配慮した施設整備や管理運営に努めるとともに、公園等の公共施設を新たに整備するときには、死角をつくらないことに配慮するとともに、維持管理についてもこのことを考慮し、せん定や伐採(伐倒)などを行います。

※ 19 犯罪企図者とは、犯罪を企てる者をいう。

③ 活動の実施

市は、まちの安全を守るため市内の一部の地域で実施されている、青色回転灯を 装備した車両による夜間の防犯パトロールへの支援を行います。

また、学校及び地域における安全確保への取組みを継続的にサポートする「津市の学校・通学路安全サポーター」事業 (*20) を推進します。

子どもの通学路においては、小中学校とともに定期的に点検を行うことで危険箇所の特定とその改善に努めます。

さらに、近年学校内において、子どもが犯罪の標的とされるような事件も起こっていることから、子どもの安全確保には、定期的な避難経路の確認や訓練の実施を行うことが求められます。特に教職員への訓練を実施することで、教職員が緊急時に速やかな対応が実施できる技術を身につけるよう努めます。

※20 津市の学校・通学路安全サポーターとは、通学路等の防犯パトロールの実施や防犯グッズの提供等を行い学校及び地域における子供の安全確保の取組みをサポートする市内に所在地を置く団体・企業をいう。 平成 18 年 4 月から実施し平成 19 年 8 月 1 日現在 51 団体が登録されている。

(2) 市民の役割

① 意識の向上

最近では、地域における人間関係が希薄になりつつあることから、近隣同士が無関心であり、このことが犯罪を行いやすい状況となり、犯罪を生みやすく、また犯罪が起きても周囲に助けを求めることができないなどの悪循環となっています。

こうした状況の中では、市民一人ひとりが地域活動に参加し、相互に信頼関係を築いていく必要があります。地域活動への参加が、自己啓発を促し防犯意識の向上につながります。

市民には、防犯意識を高めていく上で「自分たちの安全は自分たちで守る」という 意識を日頃から持ち続け、防犯に対するさまざまな視点を持って日常生活を送るこ とが求められます。市民は、これらの個人でできる防犯対策によっても被害を防ぐ ことは十分に可能であることを認識することが大切です。

② 環境の整備

犯罪は、住民の目があれば起こりにくいとされています。日常生活の中で、自然 に住民の目が行き届くことが必要であり、住民同士の立ち話や散歩等の日常的な行 動も大切なしくみの一つです。このように、市民には、自然な形で連携できる環境 づくりを推進していくことが望まれます。

また、個人でできる取り組みを行うことが地域の防犯環境づくりの第一歩となるため、市民においては、住宅窓のガラスの強化や二重錠、無人投光機等の防犯設備の設置を積極的に行うことが望まれます。

さらに、個々の住宅や団地等の適正な維持管理は、犯罪企図者にとっては、動機を 奪われるものであり、一定の犯罪抑制効果が期待できることから、住民の積極的な 取組が望まれます。

③ 活動の実施

地域の安全を守るためには、市民の協力が不可欠です。特に子どもを犯罪の危険から守るために、児童生徒の登下校時の見守りや集団登下校における街頭指導等を行い通学路の安全を確保すること、また、学校をはじめとした地域社会の防犯体制に対する協力等を行うことは、安全で安心なまちづくりを推進するための重要な防犯活動です。

(3) 地域活動団体の役割

① 意識の向上

地域のコミュニケーションが薄れている中では、お互いに顔の見えるコミュニケーションを促進することが非常に重要なこととなってきます。地域活動団体が、あいさつ運動を積極的に行うなど地域内の連携やコミュニケーションを促進することは、防犯情報等の速やかな伝達を可能とし、犯罪を未然に防ぐ基礎づくりとなります。

これとともに、市や警察、防犯団体等の関係機関が行う事業に参加協力することで、 防犯意識を高めていくことが望まれます。

② 環境の整備

自分たちの地域は自分たちで守っていけるよう、地域内で協力し合って犯罪の起こりにくいまちづくりを積極的に推進することが望まれます。地域をよく知る住民が、地域住民だからこそ察知できる危険箇所を特定することが大切です。このことから

地域の子どもが中心となり地域住民とともに地域防犯マップを作成して、そのマップをもとに危険箇所の改善策を検討することが可能となります。

こうした地域活動により、地域内での問題を共有する連帯感が生まれ、地域住民の活動への参加が促されるだけでなく、地域内での危険箇所に対する認識を深め、地域における防犯のまちづくりをさらに推進することができます。

また、自治会やPTA等の地域活動団体には、防犯ボランティア団体等の各種団体と相互に連携し、お互いの活動に協力して質を高め合うことで、地域における防犯環境の改善を図ることが求められます。

③ 活動の実施

昨今、幼い子どもを狙った犯罪が多発しています。このような状況の中で、地域内での犯罪を未然に防止するために、児童生徒の登下校時には、自治会や老人会、PTA等の地域活動団体による自主的な防犯パトロール、青色回転灯装置車両による防犯パトロールが行われています。さらに、津市青少年センターの職員が行うセンター街頭指導、青少年育成指導員(市民ボランティア)が行う中央街頭指導や津市青少年育成市民会議による各中学校区の安全活動が実施されています。

また、防犯灯や防犯ブザー、通報装置等の役割を併せ持つミニスーパー防犯灯 (**21) が三重県警察により設置されています。路上での万一の時のために、これらの設備の所在を確認し、地域住民と情報を共有しておくことも重要です。

こうした安全なまちづくりに取り組む姿勢は、地域における防犯にとどまることなく、学校における安全、さらには、市全体の安全を考える際にも大切な役割を果たします。

安全で安心なまちづくりには、地域ぐるみの活動こそが効果的であり、そのことが 地域活性化につながります。

※21 ミニスーパー防犯灯とは、事件や事故を未然に防止するとともに、事件等が発生したときに直ちに警察 に通報することができるもの。市内では、津駅周辺に8基設置されている。

(4) 事業者の役割

① 意識の向上

事業者は、市や警察、防犯団体等の関係機関から発信される情報等を積極的に活用し、地域の一員であるという認識を持たなければなりません。また、従業員に対し、

防犯について学習できる機会を設けるなどの意識啓発を行うことや関係機関の行う 防犯に関する事業に参加協力することが望まれます。

② 環境の整備

事業者の活動拠点である事業所においても、地域やその住 民と協力して日頃から事業所の土地・建物の安全点検を行い、 安全面に配慮した環境整備に努めることが求められます。さ らに、事業者はその従業員が通勤する際、または事業活動と して住宅を訪問する際には、防犯パトロールを兼ねることが



できることを強く認識し、従業員がこれらの活動の中で得た防犯情報を速やかに、防犯団体へ提供するような体制づくりに取り組むことが求められます。

また、事業者が新たな事業所を計画・建設する際には、犯罪から市民を守りやすい 環境・空間づくりを考慮した事業所の整備を行っていくことが必要です。

また、平成10年1月から実施され現在約3,000件登録されている「子どもSOSの家」(**22)については、今後とも市民に身近なコンビニエンスストア等の協力が期待されます。

※22 子ども SOS の家とは、子どもたちが道路、公園、広場などで、痴漢や付きまとい行為などの被害を受けそうになったり、身の危険を感じたりしたときに助けを求めることができる緊急の避難所。 なお、この事業は、市の補助を受けて津市青少年育成市民会議が実施している。

③ 活動の実施

事業所においても、地域と協力して犯罪を未然に防止するため、地域の防犯活動に 積極的に協力し、防犯意識の啓発活動を行うことが求められます。

また、通学路等の防犯パトロールの実施や子どもの緊急避難場所の提供等を行う「津市の学校・通学路安全サポーター」としての活動が期待されます。

2 生活安全

(1) 市の役割

① 意識の向上

全国的に消費生活センターにおける消費生活相談は、増加傾向にあります。平成17、18年度の相談件数は、架空請求・不当請求の相談が減少したことで総数は低くなっていますが、相談内容を見ると、依然として複雑化・多様化しており、相談者が理解し、納得するまでに時間を要する相談は多くなっています。

頻発している消費者被害に対して、消費生活チラシの配布及びポスター掲示による 啓発、または消費生活センターからの消費生活情報の発信及び消費生活講座の開講等 により、消費者に生活安全意識の向上を促し、トラブルに遭った時に自ら事業者と交 渉し、解決に導ける能力を持った「正しく判断できる消費者」の育成を図る必要があ ります。

また、現在では消費生活の形態が多種多様となり、パソコンや携帯電話を介した商品やサービスの取引が可能となっていることから、その使用者である低い年齢層の消費者がトラブルに遭う事例が増えています。このことから、「正しく判断できる消費者」を育成するに当たり、在学中の児童・生徒に対して授業の一環として、消費生活に対する意識やトラブルの実態を周知するよう努めます。

② 環境の整備

生活安全環境の整備については、何よりもまず消費者の生命・身体、財産の安全が確保される必要があります。しかしながら、これらの安全が確保されたとしても、不適正な事業者活動により、消費者被害が発生することもあります。商品・サービスの安全・安心を確保するのは事業者の責任ですが、国等が定める法令等による事前規制のほかに、消費者が被害に遭うことがないよう、事業者に対して法令遵守経営を促すような施策が必要です。

さらに、消費者トラブルの被害者等に対する情報提供及び相談等の事後に関する体制についても充実させなければなりません。このため、市が設置した消費生活センターの相談体制を強化していきます。特に市内の関係団体とより緊密に連携し、効果的で的確な情報提供を行うことで、早期の解決に導いていかなければなりません。また、「正しく判断できる消費者」を育成するために、市民が生涯を通じて消費者

教育を受けられる機会を設けることも必要であり、学校等において、社会へ出る前 に消費者トラブルに関する消費者教育や金銭感覚を身に付けられる金融教育等を体 系的に学習できる機会を提供します。そうすることで、実際に被害に遭いそうにな ったときに、自らの能力で円滑にトラブルを避けることに役立てることができます。

③ 活動の実施

消費生活センターに寄せられた相談から、新たな詐欺等の手口が発生した場合には、事例研究を行った上で対応を検討し、増加傾向にある手口に対しては、啓発活動を実施していくことで消費者被害を救済していく必要があります。それと同時に、市内のさまざまな団体と連携し、消費者月間等における街頭啓発を行い、より多くの市民に情報提供を行い、消費生活における意識の向上を図ることが必要です。そして、庁内関係各課との横断的な連携体制を構築していくことで、より適切な相談窓口への円滑な誘導を実施します。

さらに、消費者トラブルの当事者が低年齢層にも拡大していることから、児童・ 生徒に対して学校教育システムの中で消費生活、消費者トラブルの実態、トラブル に遭ったときの対応方法や金融教育等の学習機会を提供できるような取組を行いま す。また、各種団体の学習機会を利用した消費者トラブルに関する講座の開講に努 めます。

なお、全国的に食品に対する異物混入事件等、様々な被害が報道されています。 このことから、食の安全・安心を確保するために、国・県との連携を強め消費生活 センターが窓口となり消費者からの相談にあたっていきます。

これらの市民や地域のニーズを敏感に行政に反映させ、安全で安心して暮らせるま ちづくりに総合的に取り組んでいきます。

(2) 市民の役割

① 意識の向上

消費者は、事業者がチラシやダイレクトメール(DM) ^(*23) 等を用いて行う宣伝の中から真に必要なものだけを選択し、有害であると思われるものは排除できる知恵を身につけなければなりません。

昨今の高度情報化社会の中では、さまざまな情報があふれ、パソコンや携帯電話を用いて、ネットワーク上でも取引(電子商取引)(**24)ができるようになっていま

す。このことから、インターネットや携帯電話のメールを悪用した振り込め詐欺や電子商取引に関するトラブルが増えています。市民には、これらの中で必要な情報のみを選択し、取得することが必要です。そして、自分が得た知識・情報等は自分だけのものとせず、知人や地域の仲間など、1人でも多くの人と共有できる環境をつくることで、市民一人ひとりの生活安全意識を変えていくことが必要です。

また、消費者被害やトラブルを未然に防ぐために、講習会等への参加により、日常の消費生活に対する関心をさらに高め、日常生活の中で体験することで知識を深め、 自主防衛活動を推進することが求められています。

- ※23 ダイレクトメール (DM) とは、事業者が行う宣伝活動の一種で、消費者に直接ハガキ等を送付する広告形態。
- ※24 電子商取引とは、パソコン機器等を利用して、インターネットのネットワーク上で行う契約等の取引形態。一般にインターネットショッピング等を言う。

② 環境の整備

近隣住民とのコミュニケーションは、消費者被害を未然に防いだり、被害の拡がりを阻止したりと消費者の自立には欠かせないものです。そのためには、住民同士が互いに支援しあい、相談しあえる環境づくりやネットワークの充実を図っていく必要があります。

また、消費生活の中で、事業者との取引が不適正に行われている場合には、早期に 消費生活センターへ相談及び情報提供をしていくことで、市場における事業者活動 の適正化が図られることとなります。

③ 活動の実施

消費者被害に対応していくために、被害内容をより正確に認識し、個人の判断力を向上させなければなりません。そのためには、講習会等へ参加することで、正しい知識を得て適切な対応を身につけていくことが必要です。

近年、消費者被害は都市部よりも、その周辺部の在宅時間の比較的長い高齢者を中心に広がっている傾向が見られます。このような中で、市民一人ひとりが、新聞・ テレビ等から得る事件・事故のニュース情報を他人事と思わず、自分自身の問題と して捉え、日頃から意識することが必要です。

消費者トラブルの発見は、早期であればあるほど被害を最小限にすることができ、また、解決までの時間も短くて済みます。早期解決のためには、いち早く消費生活

センターや専門機関へ相談することが重要です。

また、日常生活の中で得た情報を消費生活センターや地域へ提供することで、広く市民へフィードバックし、被害・トラブルの防止などの啓発に繋がっていくことも期待できます。

(3) 地域活動団体の役割

① 意識の向上

昨今、核家族・独居老人・一人暮らし世帯が増加しています。

このような現状において、被害を未然に防ぐためには、地域内での住民同士の連携をより一層強化していくことが必要です。そして、地域内で発生したトラブルを個人の問題とせず、地域全体の問題と捉える意識を持つことで、トラブルによる被害の拡大を防止することにもつながります。

また、市や関係団体から発信される衣食住に関するさまざまな消費生活情報を住民へ周知することで、被害の未然防止に努めていかなければなりません。

② 環境の整備

地域内の消費者被害に遭いやすい年齢層(若年及び高齢層)の住民については、 暮らしの中の変化に気づきやすい身近な人との繋がりを大切にしていくことでトラブルの未然防止が図れます。特に今後も続く高齢社会の中では、地域ぐるみで定期的な見守りや声かけなどの支援を行うことで、地域の連携をより強化し、地域住民が安全で安心な消費生活が送れるように取り組むことが必要です。

また、消費者トラブルの実例を地域全体の問題として捉えることで、地域内への迅速な周知が可能となり、被害を最小限に食い止める等の早急な対策が行えます。

③ 活動の実施

各自治会単位や地域単位での講習会等の開催、または関係団体が実施する講習会へ 参加することで、トラブルへの正しい対処法等を習得していく必要があります。

また、地域住民より寄せられた情報を、消費生活センター等へ提供することが、被害の拡大防止などに繋がっていきます。その他、各種団体が取り組んでいる啓発活動へ積極的に参加していくことも必要です。

(4) 事業者の役割

① 意識の向上

事業者による商品・サービスの提供は、消費生活の基盤となります。しかしながら、消費者被害が頻発するなかで、事業者の安全・安心に対する取組に対して、消費者の関心は大きくなっています。

このことを踏まえ、事業者は、誰にでも分かりやすい表示を行うほか、消費者の 年齢や特性にも十分に配慮し、消費者が安全で安心な消費生活を送れるような商 品・サービスの提供に努めていくことが必要です。

② 環境の整備

事業者は、消費者へ提供している商品・サービスについて、より厳しい品質管理体制を整え、常に安全性を確保する責任があります。そして、市場において、事業者と消費者との間には情報の質や量、または交渉力等に格差が存在することを念頭に、消費者が対等な立場で取引できるよう、情報を提供するなど適正な事業を行う必要があり、事業者は消費者の特性に配慮し、消費者に分かりやすい情報提供を行い、消費者の満足度を向上させるよう努めることが求められます。

さらに、事業者は従業員に対してもその責務を明確に理解させることで、適正な 営業活動を促進するよう努めることが求められます。

③ 活動の実施

現代社会においては、消費者ニーズは量から質へとシフトしています。事業者はこのような消費者ニーズに応えるため、提供する商品・サービスについて、高い品質

を確保しつつ、安全性の高いものを 提供しなければなりません。そして、 これらの商品・サービスに対する消 費者の特性を十分に配慮しつつ、丁 寧で的確な情報提供を行う必要があ ります。

なお、最近多く発生している振り込め詐欺等は、金融機関のATM(現金



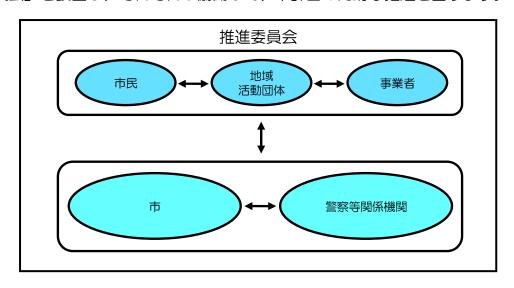
自動預け払い機)の利用により被害が発生し、金融機関の対応による被害防止の事例があることから、今後、更に金融機関による活動が期待されます。

また、事業者は、その従業員も含めて地域の一員であるという認識のもとに、各種団体が実施する消費生活に関する啓発活動に積極的に参加していくことが必要です。

第5 推進体制の整備・運用

1 協働組織の設置・運用

本計画によるまちづくりを推進するため、市及び警察等関係機関の連携のもと市民、 地域活動団体、事業者の協力を得ながら「津市犯罪のない安全・安心なまちづくり推 進委員会」を設置し、それぞれが協働して、本計画の円滑な推進を図ります。



2 庁内推進組織の設置・運用

本計画によるまちづくりに関する施策を実施するため、関係部局で組織する「津市 犯罪のない安全・安心なまちづくり推進会議」を設置し、庁内連携体制を強化し、各 施策等の円滑な推進を図ります。

津市犯罪のない安全・安心なまちづくり基本計画

